

# 農地所有適格法人設立届出書

令和 年 月 日

菊池市農業委員会会長 様

法人の名称：

代表者氏名：

印

## 1 法人の概要

法人の名称		
事務所の住所		
法人形態		
事務所の連絡先	TEL：	FAX：

※ 「法人形態」の欄は農事組合法人、株式会社（非公開会社に限る）、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）のいずれかであること。

## 2 農地法第2条第3項第1号関係

その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人においては農業と併せて行う農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を含む。）であること。

### (1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

### (2) 売上高（円）

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）		
申請日に属する年 （実績又は見込み）		

※ 売上高の過半が農業であること。

(3) 事業年度： 月 日 ～ 月 日

3 農地法第2条第3項第2号関係

その法人が、株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数の過半を占めているものであること。

- イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。）を移転した個人（その法人の株主又は社員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に株主又は社員となり、引き続き株主又は社員となっている個人以外のものを除く。）又はその一般継承人
- ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人
- ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第3条第1項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転をすることが確実と認められる個人を含む。）
- 二 その法人に農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権に基づく使用及び収益をさせている農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）又は農地中間管理機構に該当農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権を設定している個人
- ホ その法人の行う農業に常時従事する者（原則年間150日以上）
- へ その法人に農作業の委託を行っている個人
- ト その法人に農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業に係る現物出賃を行った農地中間管理機構
- チ 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

(1) 農業関係者

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

- 議決権の数の合計 : \_\_\_\_\_
- 農業関係者の議決権の割合 : \_\_\_\_\_ % ※50%を超えていること。
- 法人の行う農業に必要な年間総労働日数 : \_\_\_\_\_ 日

※ 「株式会社」及び「持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）」のみが記入し、農地の売買及び貸借に伴う農地法の許可（申請し許可相当と認められるものも含む。）がされている個人及び、常時従事する者（原則年間150日以上）を記載すること。また、「議決権の数」の欄については、株式会社にあつては1株1議決権を記載し、持分会社にあつては1人1議決権を記載して下さい。

4 農地法第2条第3項第3号関係

その法人の常時従事者（原則年間150日以上）たる構成員（農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員をいう。）が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。）の数の過半を占めていること。

(1) 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み

※ 法人の全部事項証明書に記載されている役員を全て記載し、「役職」の欄についても法人の全部事項証明書に記載されている役職を記載して下さい。

5 農地法第2条第3項第4号関係

その法人の理事等又は農林水産省令で定める使用人（いずれも常時従事者（原則年間150日以上）に限る。）のうち、1人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に農林水産省令で定める日数以上従事（原則年間60日以上）すると認められるものであること。

(1) 重要な使用人の農作業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			直近実績	見込み	必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み

※ 理事等のうち、法人の農業の常時従事者（原則年間150日以上）が、法人の行う農業に必要な年間総労働日数以下である場合にのみ記載して下さい。

（「理事等の農作業日数」 ≤ 「法人の行う農業に必要な年間総労働日数」 ⇒ この場合は記載が必要）

6 添付書類

- ① 定款（写）
- ② 法人の全部事項証明書（写）